業　務　仕　様　書

１　業務名

消費者教育映像制作及び広報啓発業務

２　業務目的

　　令和４年４月の民法改正による成年年齢引き下げに伴う若年層の消費者被害の防止に加え、若年層に限らず札幌市消費者センターに多く寄せられる相談内容について、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、相談先としての消費者センター認知度の向上を目的とする。

３　履行期間

契約締結日から令和５年３月31日(金)まで

４　業務内容

⑴　テーマ及び動画制作業務について

　ア　動画については、短編動画５本以上及び長編動画１本以上を制作すること。

〇短編動画

制作する短編動画については、以下(ア)から(オ)までのテーマに基づいた動画で制作すること。また、１本当たりの動画時間については、15秒程度とすること。

【若年層向け】

(ア)　情報商材・副業等に関するトラブル　　　　　　１本以上

(イ)　その他若年層に多い消費者トラブル　　　　　　１本以上

　【一般消費者向け】

　　　(ウ)　賃貸物件の原状回復に関するトラブル　　　　１本以上

(エ)　除排雪契約に関するトラブル　　　　　　　　１本以上

(オ)　架空請求などの特殊詐欺に関するトラブル　　１本以上

　〇長編動画

制作する長編動画については、高校及び大学等の授業、ホームルーム等での視聴に加え、若年層個人が自主的に視聴することを想定し、教育・啓発効果のある動画を制作すること。また、１本当たりの動画時間については、３分から５分程度とすること。

なお、若年層向けの短編動画の内容を包含しても差し支えない。

イ　動画の制作に当たっては、消費者教育及び消費者関係法に精通した者の監修を受けること。なお、監修者については、事前に委託者の許可を得ること。

　　ウ　制作する動画はターゲットとなる年齢層からの共感が得られるよう配慮すること。

　　エ　動画ごとに適したBGMや効果音を使用し、字幕をつけること。

オ　動画ごとに適したサムネイル用の静止画を制作すること。

カ　映像の種類については、セル画アニメーション、ＣＧ又はこれらの合成等、映像表現方法は問わない。

　⑵　web広告等の活用による広報啓発業務

上記⑴で制作した短編動画(「(エ)　除排雪契約に関するトラブル」を除く)をYouTube広告での活用を中心として広告展開を実施する。YouTubeでの広告展開については、制作動画の内容により訴求すべき年齢層をターゲティングし、視聴回数が最大化するよう工夫する。

　　ア　活用媒体

制作した動画のうち、YouTube中心に実施すること。

また、YouTube以外についても、制作動画の内容や訴求したい対象に適合した広告媒体(TVCM、街頭ビジョン等)を選択し複合的に展開すること。

　　イ　内容

　イラスト等を用いた魅力的な内容により、閲覧する市民の関心を引くことができ、後述のランディングページへ誘導を促すことができるもの。また、映像等を用いることでそれを見ることにより、若年層におけるトラブルへの知識を深めることができ、それ自体で啓発効果が期待できるものとすること。

⑶　ランディングページの作成

前述の広告に関心を持ち、そこに辿りついた市民が、被害防止のために気を付けるべきポイントがわかり、啓発のみならず消費者としての意識向上にも効果的なものを作成することとし、HTML形式で提供すること。なお、サーバーについては、委託者で用意する。

　⑷　ポスターデザイン等の作成について

上記⑴で制作した長編動画の内容を解説し、紹介したパンフレット及びポスターのデザインを指定されたファイル形式で納品する。

　　ア　パンフレット

　　　(ア)　印刷予定サイズ

　　　　　Ａ４縦両面１枚分

　　　(イ)　種類

　　　　　１種類

　　　(ウ)　ファイル形式

　　　　　ai及びPDF

イ　ポスター

　(ア)　印刷予定サイズ

　　　　　Ｂ１(横728㎜×縦1030㎜)

　　　(イ)　種類

１種類

　　　(ウ)　ファイル形式

　　　　　ai及びPDF

　　ウ　内容

　　　　上記⑴において制作した長編動画で使用した画像を中心に構成し、高校生及び大学生などの若年層に対し、自主的な動画の視聴を促し、消費者トラブルの未然防止や相談先としての消費者センターの認知度向上に効果的な内容とすること。

⑸　実施計画等の作成

広報啓発業務の実施に当たり、利用する啓発の内容及び利用する広告媒体ごとの利用期間、回数等について、実施計画を作成し、委託者の確認を受けること。

⑹　啓発業務の結果報告

　ア　定例報告

　　　２週間に一度、進捗状況及び啓発効果等について報告を行うこと。

　イ　全体総括

　　　契約期間満了時に、期間中の啓発業務の総括と、今後の啓発を行うにあたり、有効的な方策についての具体的な分析を行うこと。

⑺　制作動画の活用について

札幌市公式ホームページのほか、市公式YouTube、Twitter、TVCM等で、次年度以降も継続して放映できるものとすることとし、これらに適した動画とすること。

　⑻　札幌市消費者教育イメージキャラクターの使用について

札幌市消費者教育イメージキャラクター「しろうくま」「くろうくま」を使用することができる。その際、イラスト等については、必要に応じて委託者よりデータ提供を行い、また、「しろうくま」の着ぐるみを使用に当たっては、必要に応じて委託者より着ぐるみの貸し出しを行う。

⑼　その他上記業務に付随する業務

５　成果物

　⑴　制作した映像データを記録したDVD　５枚(ファイル形式はMP4とする。)

　⑵　制作したパンフレット及びポスターデータ　DVD　１枚(ファイル形式はai及びPDF形式とする。)

６　完了報告

　　受託者は、本業務を完了したときは、速やかに当該受託業務の完了報告書及びその成果品を委託者に提出しなければならない。

７　再委託について

⑴　受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

⑵　受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前 に委託者に対して書面にて、再委託の内容、再委託先(商号名または名称)、その他、委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

⑶　受託者は、委託者の承認を得て、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせた場合、受託者は委託等をした相手方（以下「再委託先」という。）の業務の実施状況等を把握すること。

８　環境への配慮について

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努 めること。

⑴　電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

⑵　ごみ減量及びリサイクルに努めること。

⑶　自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

⑷　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

９　秘密の保持

　　業務の遂行にあたり知り得た個人情報を含むすべての情報については、本業務の履行に限って使用することとし、本契約の履行期間及び履行後において、第三者に漏らしてはならない。また、秘密保持及びデータの取扱いについて、従業員その他関係者への徹底を行うこと。

10　著作権の帰属等

⑴　受託者は本業務の成果物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)を、成果物の納入、検査合格後、直ちに札幌市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は本業務の成果物に関する著作者人格権を札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。

⑵　受託者は札幌市に対し、本業務の成果物が第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。また、札幌市は、著作権法第20条(同一性保持権)第２項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

⑶　本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者 は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損 害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

11　その他

⑴　本業務履行にあたり、この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度委託者に協議のうえ決定する。

⑵　受託者は、本業務の処理について業務処理責任者を定め、委託者に通知するものとする。業務処理責任者を変更した場合も同様とする。

⑶　本業務履行にあたり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。

⑷　委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料などは、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについてはこの限りではない。

⑸　この業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。

⑹　受託者は、本業務において、委託者に提示した企画提案した内容について、誠実にこれを履行するものとする。

⑺　委託者から、企画提案事項及びそれに関係する事項について報告を求められた場合は、受託者は速やかに委託者へ報告するものとする。

⑻　委託者は、企画提案事項について、受託者が正当な理由なく履行しないときは、 受託者に対し履行するよう指示できるものとし、指示を受けた受託者は速やかに履行するものとする。

⑼　委託者は、前記⑻の指示を受けた受託者がその指示に従わない場合又は企画提案 事項の履行の見込みがないと認める場合であって、契約を継続し難い重大な事由があると認めるときは、契約を解除することができる。

⑽　受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱 留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。

12　特記事項

⑴　受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。

⑵　本業務の履行にあたり事故等があった場合は、受託者の負担と責任で解決すること。

⑶　本業務の履行にあたり費用等が発生した場合は、受託者の負担とすること。

⑷　受託者は、消費者教育や啓発に関し、既知の知識に留まらず、広範に調査・研究し、積極的に作業を進めること。

⑸　本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

個人情報取扱留意事項

（個人情報を取り扱う際の基本的事項）

第１　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（秘密の保持）

第２　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

２　受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託等の禁止）

第３　受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

（複写、複製の禁止）

第４　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

（目的外使用の禁止）

第５　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（資料等の返還）

第６　受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。 ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

（事故の場合の措置）

第７　受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

（契約解除及び損害賠償）

第８　委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。